

熊本県困難に直面する学生等へのアウトリーチ支援事業業務委託仕様書

1 事業名称

熊本県困難に直面する学生等へのアウトリーチ支援事業業務委託

2 委託期間

令和6年（2024年）6月1日から令和7年（2025年）3月31日まで

3 事業の目的

親からの虐待や貧困家庭であることに起因して孤立し、生活困窮や心身の不調等の様々な困難に直面する若者又はそのおそれのある若者（以下、「困難に直面する若者等」という。）に対する支援は、現下の経済情勢にあって重要な課題である。

本事業は、困難に直面する若者等のうち、支援が必要な者を把握し、寄付等に基づく生活支援物資（食料、生理用品等の生活必需品や学用品。以下、「支援物資」という。）をアウトリーチ型で提供するとともに、さらに必要な相談支援へと繋げることを目的とする。また、取組の実践を通じ、より効果的・効率的な実施に向けた検証を行うことを目的とする。

4 対象者

本事業では、熊本市の区域を除く熊本県（以下「県」という。）内の地域に居住する困難に直面する若者等のうち、特に経済基盤が脆弱であることが想定される以下のような者を中心に、支援を必要とする者への支援を行うものとする。

- ・ 専門学校や大学等に入学後1年以内の者
- ・ 定時制高校又は通信制高校等を卒業後1年以内の者
- ・ 専門学校や大学等を卒業後1年以内の者

5 事業の内容

（1）支援物資の調達・保管

受託事業者は、企業を含む一般から寄付を募るなどの方法で支援物資を調達し、衛生管理に配慮の上、適切に保管すること。

（2）対象者の把握・周知

関係機関や学校、個人等へのアウトリーチ的手法による情報収集を行うなど、対象者の把握を行うとともに、対象者への事業の周知に努めること。

（3）対象者への支援物資の配布

調達した支援物資については、会場配布や個別配送等アウトリーチ型で行うこととし、県と協議の上事前に定め、その定めた方法によって実施すること。

（4）相談支援の実施

ア 対象者からの相談に応じ、関係機関の紹介やその他の必要な情報の提供・助言を行う相談員を支援物資の配布会場やその他適切な場所に配置すること。

イ 支援物資の配布等をきっかけとして、広く相談窓口等へと誘導し、対象者への相談支援を実施すること。

ウ イによる相談支援を受けた者のうち、更なる支援が必要な者に対しては、地域や人とのつながりなどが得られるよう継続的な支援を行うこと。

6 人員体制等

（1）職員の配置

ア コーディネーター

物資の調達から配布まで、事業全体を総合的に把握し、調整を行う責任者として1名以上配置すること。

イ 相談員

相談に携わる相談員は、業務を遂行するにふさわしい者（親子関係等から生じる困難（虐待や貧困家庭、それらによる心身の不調等）をはじめ、若者等の様々な相談に応じ、福祉、保健、医療その他のサービスによる支援につなげるとともに、困難に直面する若者等に対して適切な支援を行うことができる者）を1名以上配置すること。

7 関係書類の提出

(1) 事業計画書の作成及び提出

受託事業者は、契約を締結した月末までに、本仕様書6の「業務内容」を記載した事業計画書を作成し、県に提出するものとする。

(2) 事業実施状況報告書の作成及び提出

ア 定期報告書

受託事業者は毎月の事業の内容を記載した定期報告書を作成し、翌月10日までに県に提出するものとする。

ただし、令和7年（2025年）3月分については、3月31日までに県に提出するものとする。

なお、詳細については県と受託事業者で協議する。

イ 事業実施状況報告書

受託事業者は、令和7年（2025年）3月31日までに事業報告書を作成し、県に提出するものとする。

なお、詳細については県と受託業者で協議する。

8 関係書類の整備

(1) 会計の管理

受託事業者は、社会福祉法人等の全体の会計とは別に、本業務に係る会計帳簿類を設けて管理する。

(2) 帳簿書類の保存期間

受託事業者が作成した帳簿書類（会計帳簿書類、業務記録簿、職員の出勤簿等）は、事業完了の年度の翌年度から起算して5年間保管しなければならない。

(3) 契約期間終了に係る引継ぎ業務

受託事業者は委託契約の終了に当たり、次の委託事業者が円滑かつ支障なく業務を遂行できるよう、県又は県が指示する事業者に引継ぎを行うとともに、必要な情報やデータを遅滞なく提供すること。